

社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 12 月 8 日通知）

（下線部分変更）

新				旧			
別表				別表			
社債等振替制度に係る手数料表				社債等振替制度に係る手数料表			
I. ～III. (略)				I. ～III. (略)			
IV. 投資信託受益権				IV. 投資信託受益権			
1. (略)				1. (略)			
2. 振替業務				2. 振替業務			
手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率	手数料項目	徴収対象者	内容	徴収料率
新規記録手数料（総発行残高管理手数料）	発行者	発行から償還までの発行残高管理	銘柄ごとの月中平均総発行残高について (年換算) (1) 10 億円以下 1 円につき の部分 <u>0.17 円</u> (2)～(8) (略) 上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて 365 で除した額を月額とする。	新規記録手数料（総発行残高管理手数料）	発行者	発行から償還までの発行残高管理	銘柄ごとの月中平均総発行残高について (年換算) (1) 10 億円以下 1 円につき の部分 <u>0.19 円</u> (2)～(8) (略) 上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて 365 で除した額を月額とする。
(略)				(略)			
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	機構加入者ごとの月中平均口座残高について (年換算) (1) 500 億円以下 1 円につき の部分 <u>0.06 円</u> (2)～(8) (略)	口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	機構加入者ごとの月中平均口座残高について (年換算) (1) 500 億円以下 1 円につき の部分 <u>0.065 円</u> (2)～(8) (略)

		<p>上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて 365 で除した額を月額とする。</p> <p>ただし、上記の金額が 2 万円に満たない場合の月額は 2 万円とする。</p>			<p>上記の年換算の徴収料率を適用した額に当該月の暦日の日数を乗じて 365 で除した額を月額とする。</p> <p>ただし、上記の金額が 2 万円に満たない場合の月額は 2 万円とする。</p>
<p>3.・4. (略)</p> <p>(注) 1. ～ 8. (略)</p>			<p>3.・4. (略)</p> <p>(注) 1. ～ 8. (略)</p>		

2 附 則

この改正規定は、令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

以 上